

# 日光市立大室小学校におけるいじめ防止対策の基本方針

## 1 いじめの捉えと、いじめに対する大室小学校の組織的な取組のイメージ

いじめは、いじめ防止対策推進法により、以下のように定義されています。

「この法律においていじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

①日常的な  
予防的取組

②発見→情報集約、全体  
像の把握、方針の決定

③いじめ解消に  
向けた対応・指導

④事後指導・  
経過確認

### 具体例

- ・充実感のある学校
- ・自己肯定感の育成
- ・規範意識の育成
- ・人権感覚の醸成と人権意識の高揚
- ・「心いきいき生活上手」、ともだちアンケート

- ・事実確認の方策を協議
- ・教職員による役割分担
- ・事案の報告により詳細を確認

- いじめの認知  
・指導方針・指導体制の決定

- ・児童指導委員会
- ・スクールカウンセラー
- ・心の教室相談室
- ・日光市教育委員会
- ・家庭児童相談室
- ・警察 等

- ・児童・保護者への対応
- ・継続指導
- ・経過観察
- ・学級経営

職員会議・児童を語る会

組織対応

## 2 校内体制について

校内には、校長、教頭、教務主任、児童指導委員会（児童指導主任他、学年ブロック代表の担任等により構成）、学年主任他による「いじめ防止対策委員会」が設置されており、いじめ防止や早期発見、早期対応に実効的・組織的に取り組むことができるようになっています。

## 3 いじめ未然防止対策について

いじめ未然防止の手立てとして、以下の4点を重点事項として取り組んでいます。

(1) 「今日も来てよかったです 明日も来よう」と誰もが言える充実感のある学校づくり

学校の教育活動全体を通して、児童一人一人が、「今日も来てよかったです 明日も来よう」と思って一日を過ごせる学校づくりを進めていきます。各学級では、各教科、特別の教科道徳、各領域において、「主体的・対話的で深い学びに向けた授業」を展開することで、自他を尊重する学びに向かう集団づくりを行います。

(2) 自己肯定感の育成

自己理解につながる表現活動を充実することで、個人のよさを認め合う場面を作っています。また、目標に向かって取り組む態度を育てることで、キャリア・パスポートを作成しながら自分の将来

の生き方を考えていきます。

#### (3) 自他を尊重する集団づくりの充実

道徳の授業を充実させることで、人権感覚を醸成していきます。また、「大室小よい子のきまり」に則り、全校体制による規範意識の向上を目指します。また、「大室小よい子のきまり」を基礎とする「心いきいき生活上手」の10箇条を月に一度振り返ります。それらを日常的に意識することで、友達を大切にすることを意識付け、規範意識の向上と人権意識の向上を図ります。

#### (4) 協働力を育てる教育活動の充実

学校生活の様々な場面で、友達と協力して働くよさを感じられるような活動を行っていきます。学級では、週に1度程度共遊の時間を設け、共に遊ぶ良さや楽しさを見付けられるようにします。また、学年を越えて関わる縦割り班遊び（みどりっ子班共遊）や清掃活動では、高学年を中心として自分達で考えて活動できるように支援しています。

### 4 いじめ早期発見の手立てについて

- (1) いじめの早期と不安を早期に発見するため、定期的なアンケート調査「ともだちアンケート」を月に1度実施するとともに、調査実施後すみやかに教育相談を実施し、児童の実態把握に努めます。
- (2) Q-U検査（学級満足度調査）の実施と、結果の分析を行い、満足度の低い児童への働きかけや気になる児童への教育相談を実施し、学級での居がい感を高める取組を行います。
- (3) 家庭訪問、個人面談の他、日常的に情報収集を行い、学年の枠を越えた学校全体で情報を共有し、全職員で対応に当たれるようにします。
- (4) 児童及び保護者が、常時いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。年間2回の教育相談を通じ、児童が安心して話ができる体制を整えます。
- (5) 放課後児童クラブとの連携を密にし、連絡会議を行います。指導員の先生との情報交換や指導体制の確認に努めます。

### 5 いじめが発生した時の対処

- (1) いじめに係る相談を受けた場合や、いじめの疑いがあるという情報を認知した場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、学校の設置者に報告するとともに、加害者にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導・助言をすみやかに、継続的に行います。
- (3) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められるときは、本人の意思を尊重しつつ、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。また、加害児童への出席停止措置等についても検討します。
- (4) いじめの発生から終結までの記録をとり、職員間で共有するとともに、その後の指導に生かします。また、必要に応じ外部の専門機関と連携した指導・支援を実施します。

### 6 いじめに関する相談について

学級担任、学年主任、児童指導主任、その他、全職員誰でもお受けいたします。些細なことでも遠慮せずにいつでも、御相談ください。

日光市立大室小学校 電話 0288-26-0004

<以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています>

○ホットはっと電話相談

（子ども専用 24時間受付）いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999

（保護者専用）月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム（上都賀教育事務所内） 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-783